

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、基本理念に基づき、お客さまの更なる満足に貢献するとともに、すべてのステークホルダーを重視し、常に社会的責任を意識しながら、経営の透明性と経営責任の明確化を図り、企業価値を高めるべくコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう諸制度を整備するとともに、公正な経営が実施される体制を整え、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な開示を念頭に、グローバル企業として企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社和井田製作所	585,590	8.33
和井田 光生	431,177	6.13
和井田 徹生	390,060	5.55
株式会社十六銀行	321,300	4.57
株式会社三菱UFJ銀行	321,000	4.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	310,800	4.42
和井田 叔子	250,000	3.55
和井田製作所従業員持株会	154,300	2.19
MSIP CLIENT SECURITIES	151,700	2.15
和井田 克子	121,200	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられとされる事実等はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 一	弁護士											
山下 英一	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 一	○	○	----	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく客観的・中立的に監査・監督の独立性を確保し、弁護士としての専門性に基づいた有効かつ公正な監査・監督を行うことができるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。

山下 英一	○	○	----	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく客観的・中立的に監査・監督の独立性を確保し、税理士としての専門性に基づいた有効かつ公正な監査・監督を行うことができるため、監査等委員である社外取締役を選任しております。 また、独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。
-------	---	---	------	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤しているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専任スタッフ2名により業務の適切な運営と財産の保全及び企業の健全な発展を図ることを目的に、内部統制・管理の有効性の確認に重点をおいた内部監査業務を行っております。なお、内部監査業務では、改善要求への各部門の取り組み状況の確認から効果の確認までをフォローしており、当社の内部統制制度を支えています。内部監査室は、内部監査の計画策定時に監査等委員会及び会計監査人とその内容につき協議するほか、会計監査人の監査には監査等委員とともに立会い、会計監査人の監査結果について報告を受け問題点の確認を行うなどの連携を図っております。

監査等委員は、会計監査人と監査に関する必要な情報の交換を行うほか、会計監査人の監査に随時立会うとともに、会計監査人から監査結果の詳細な報告を受け確認を行うなど、緊密な連携を図っております。また、内部監査室とも監査計画、監査実施状況等について必要な情報の交換を行い、内部監査室の監査に随時立会うなど、会計監査人と同様、緊密な連携を図っております。なお、監査等委員1名は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社の会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

独立役員である渡邊一の取締役会及び監査等委員会への出席状況は、2021年3月期において、取締役会13回開催のうち出席13回、監査等委員会15回開催のうち出席15回であります。

独立役員である山下英一の取締役会及び監査等委員会への出席状況は、2021年3月期において、取締役会13回開催のうち出席13回、監査等委員会15回開催のうち出席15回であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬のうち、「役員賞与」について単年度業績連動報酬制度を採用しております。

業績連動報酬である「役員賞与」に係る指標は「当期純利益」であり、役員賞与総額を事業年度末の提出会社の当期純利益に基づき、当社の定める基準により算出いたします。当社は、当期純利益が客観的で恣意的な評価が介在する余地がないことや、その数値が企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的に定着している適切な指標と考えられることから、当該指標を業績連動報酬に係る指標として選択しております。2021年3月期における当期純利益実績値は224,561千円となりました。

なお、2021年6月22日開催の第92回定時株主総会において、2021年3月期末時点の取締役7名に対して役員賞与12,730千円（監査等委員以外の取締役4名に対して10,410千円、監査等委員である取締役3名に対して2,320千円）の支給が決議されております。

役員賞与の各取締役への配分については、監査等委員以外の取締役については当社の定める基準に基づいて算出した金額を基に、取締役会の議を経て代表取締役社長が決定いたします。監査等委員である取締役については、当社の定める基準に基づき算出した金額を基に、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

2020年5月11日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、2020年6月23日開催の第91回定時株主総会において本制度に関する議案が承認可決されました。

本制度は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、役員報酬等の報酬枠とは別枠で、年額40,000千円を上限に、譲渡制限付き株式の付与のための報酬を支給するものであります。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、当社の定める基準に基づき取締役会において決定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、有価証券報告書及び事業報告において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（ア）基本方針

当社は、経営方針である「継続的な進化によりお客様の更なる満足に応えること」に基づき、当社の役員報酬は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、業績との連動性を確保する制度設計とし、また、企業価値向上に資する優秀な人材を確保・維持可能な水準とすることを基本方針として、取締役会で定めております。

上記方針に基づき、当社の役員報酬は、株主総会で決議する報酬限度額の範囲内において、業績連動報酬である「役員賞与」と、固定報酬である「役員報酬」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」により構成しており、これらの支給割合については、役位及び業績等を総合的に勘案し、バランスを考慮するものとしております。

なお、当社の取締役の報酬につきましては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により、報酬額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、世間水準、従業員とのバランス、当社の業績等を考慮した水準となっており、その算出は基本方針に基づく社内規定に沿った方法で行われていることから、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

（イ）固定報酬

取締役の個人別の報酬等（固定報酬）については、基本方針に基づき、世間水準、従業員とのバランス及び当社の業績等を考慮して適切な水準を設定しております。

監査等委員以外の各取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、当社の定める基準に基づき取締役会で決定しております。監査等委員である各取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、当社の定める基準に基づき監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、役員報酬は報酬月額を毎月支給するものであります。

(ウ)業績連動報酬

業績連動報酬(役員賞与)については、基本方針に基づき、役員賞与総額を事業年度末の当期純利益を指標として、役員関係内規にて定める方法により算出しております。算出の基となる基準値については、世間水準、従業員とのバランス及び当社の業績等を考慮して、妥当な水準を設定しております。

監査等委員以外の取締役については、当期純利益を元に算出した役員賞与総額から、当社の定める基準に基づき、各個人の役員賞与額を算出し、取締役会の議を経て、代表取締役社長が決定いたします。

監査等委員である取締役については、当期純利益を元に算出した役員賞与総額から、当社の定める基準に基づき、各個人の役員賞与額を算出し、取締役会の議を経て、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。役員賞与は株主総会の議を経て支給しております。

なお、業績連動報酬に係る指標として当期純利益を選択している理由は、当期純利益が客観的で恣意的な評価が介在する余地がないこと、その数値が企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的に定着している適切な指標と考えられるためであります。当事業年度において指標として用いられた当期純利益の実績値は224,561千円であります。

(エ)非金銭報酬等

当社は、非金銭報酬として「譲渡制限付株式報酬」を導入しており、概要は以下の通りです。

対象取締役に對し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものであります。

本制度に基づき対象取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額は、年額40,000千円以内とします。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年35,000株以内(ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。)とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任する日までの間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。

なお、各取締役へ交付する報酬の基準額は、基本方針に基づき、世間水準、従業員とのバランス及び当社の業績等を考慮して、妥当な水準を設定し、取締役会にて決定いたします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第86回定時株主総会において年額240,000千円以内(うち社外取締役分は年額20,000千円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名であります。

取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年6月18日開催の第90回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

また、2020年6月23日開催の第91回定時株主総会において取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、上記の報酬とは別枠で、年額40,000千円を上限とする、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の当該決議に係る取締役の員数は4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、全て取締役会を経て決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役、社外取締役及び使用人は、相互に必要な情報を伝達することにより、社外取締役が情報収集に費やす時間を削減するほか、取締役会または監査等委員会に際し、必要に応じ事前資料の配布または事前説明を行うなど、監査・監督体制のサポートを実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
和井田 徹生	名誉会長	経営全般に関するアドバイス その他執行活動の補佐	常勤 報酬有	2006/9/14	1年ごとに更新

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、従来監査役会設置会社でしたが、2015年6月23日開催の第86回定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行により、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。また、2017年6月20日より執行役員制度を導入し、取締役会の活性化及び経営の意思決定の効率化等を図っております。

当社の会社の機関の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)(5名(代表取締役会長兼社長 和井田光生、代表取締役副社長 久保朝義、専務取締役 森下博、取締役 松村忠典、取締役 比良謙吾))と監査等委員である取締役3名(取締役 田村孝至、社外取締役 渡邊一、社外取締役 山下英一)の計8名で構成されております。監査等委員である取締役のうち2名を社外取締役とすることにより、取締役の業務執行の適法性・妥当性・効率性の監査・監督の強化を図っております。取締役会の招集権者及び議長は社長が務めております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、あるいは書面決議を有効に活用しつつ、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督又は監査しております。

なお、2021年3月期における各取締役の取締役会への出席状況は以下のとおりであります。

和井田 光生…13回開催のうち出席13回
久保 朝義 …13回開催のうち出席13回
森下 博 …13回開催のうち出席13回
松村 忠典 …13回開催のうち出席10回
田村 孝至 …13回開催のうち出席13回
渡邊 一 …13回開催のうち出席13回
山下 英一 …13回開催のうち出席13回

2. 監査等委員会

当社は、委員長1名(取締役 田村孝至)、委員2名(社外取締役 渡邊一、社外取締役 山下英一)の計3名で監査等委員会を設置しております。監査等委員会は2か月に1回以上定期的に開催することとしており、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、業務執行の適法性・妥当性・効率性の監査を行います。委員長は経営会議等の重要な会議へ出席し、また、重要書類の閲覧等を実施し、監査等委員会に報告するとともに監査事項について協議いたします。

3. 経営会議

取締役(監査等委員である取締役を除く。)(5名、常勤監査等委員1名(取締役 田村孝至)及び部門長等で構成する経営会議を毎月1回開催して重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認等を行っております。また、経営会議開催時点での売上から利益までの状況の詳細な確認や目標達成のための業務調整の協議を行うとともに、決定事項については各部門長のコミットメントを得て各プロセスを執行しております。

また、当社の監査の状況は以下のとおりであります。

1. 監査等委員会による監査の状況

当社の監査等委員会は、委員長1名(取締役 田村孝至)と委員2名(社外取締役 渡邊一、社外取締役 山下英一)で構成され、2か月に1回以上の定例監査等委員会を開催し、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、業務執行の適法性・妥当性・効率性の監査を行います。なお、監査等委員である山下英一氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員は、会計監査人と監査に関する必要な情報の交換を行うほか、会計監査人の監査に随時立会うとともに、会計監査人から監査結果の詳細な報告を受け確認を行うなど、緊密な連携を図っております。また、内部監査室とも監査計画、監査実施状況等について必要な情報の交換を行い、内部監査室の監査に随時立会うなど、会計監査人と同様、緊密な連携を図っております。

当社は、3名の監査等委員の内1名(田村孝至)が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員は、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告徴収、現場の実査等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有化することを通じて、監査等委員会の実効的な審議が可能となっております。

なお、2021年3月期においては、監査等委員会を15回開催しており、各監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

田村 孝至 …15回開催のうち出席15回
渡邊 一 …15回開催のうち出席15回
山下 英一 …15回開催のうち出席15回

2. 内部監査の状況

内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専任スタッフ2名により業務の適切な運営と財産の保全及び企業の健全な発展を図ることを目的に、内部統制・管理の有効性の確認に重点をおいた内部監査業務を行っております。なお、内部監査業務では、改善勧告への各部門の取り組み状況の確認から効果の確認までをフォローしており、当社の内部統制制度を支えています。

内部監査室は、内部監査の計画策定時に監査等委員会及び会計監査人とその内容につき協議するほか、会計監査人の監査には監査等委員とともに立会い、会計監査人の監査結果について報告を受け問題点の確認を行うなどの連携を図っております。

3. 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

(b) 継続監査期間

2011年9月以降

(c) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 大橋 正明

指定有限責任社員業務執行社員 松岡 和雄

なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(d) 監査業務に係る補助者の構成 (2021年3月期末時点)

公認会計士 7名

公認会計士試験合格者 3名

その他 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、基本理念に基づき、お客さまの更なる満足に貢献するとともに、すべてのステークホルダーを重視し、常に社会的責任を意識しながら、当社にとって最も相応しい機関設計であると判断する監査等委員会設置会社を選択しております。これは、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置により、業務執行の適法性・妥当性・効率性の監査・監督を強化し、国際競争力と企業価値を高めるべくコーポレート・ガバナンス体制を構築することで、経営に対する透明性と経営責任の明確化を図るためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第92回定時株主総会の開催日を2021年6月22日に設定し、集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び決算の状況について、アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、招集通知、株主通信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料等を適時アップしております。(https://www.waida.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にてIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべてのステークホルダーから信頼を得るよう、法令遵守とともに、諸規程を適正に管理しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「品質・環境方針」を定め、「全てのステークホルダーのために経営理念として、環境型製品・サービスを市場に提供し社会に貢献する」ことを基本方針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべての株主及び投資家の皆様に対して、公平かつ正確な情報を適宜適切に提供するために金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に則って情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない場合でも、株主及び投資家の皆様に当社を理解していただく上で有用と判断される情報につきましては積極的に開示していく方針であります。自社ホームページを有効に活用して広く情報を提供しております。
その他	本社所在地の小学校の児童を対象に、ものづくりの楽しさを知ってもらうことや、豊かな発想力・創造性を高めてもらうことを目的として「MONO-LAB(ものラボ)ワークショップ」を開催しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業経営に求められる倫理観、価値観及び遵法精神に基づき誠実に行動し、社会から信頼を得て公正かつ適切な経営を実現するとともに、当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）全体におけるコンプライアンスの実践、浸透を率先垂範して行う。
- (2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、各取締役は業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (3) 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査等委員会の監査を受ける。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書の取り扱い、法令及び社内規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険に係る規程を制定し、リスク管理に関する方針、体制及び施策等を定め、関係会社を含めたリスク管理を行う。
- (2) リスクが現実化し重大な損失の発生が予見される場合は、代表取締役社長から全社に示達し、すみやかに責任者を定め会社全体として対応にあたる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。）及び部門長等で構成する経営会議において、重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認等を行うことにより、迅速かつ円滑な経営を行う。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、社内規程に準拠した適切な付議により施策を決定し、「組織規程」等に基づいて組織的、効率的な会社運営を行う。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営理念を機軸として策定する中期経営計画・年度計画に沿って、計画的、効率的に業務を遂行するとともに、報告を通じて計画の進捗状況、業績の達成度合等を確認する。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、使用人の職務執行に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、法令及び定款への適合の確保を行う。
- (2) 当社は、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、使用人に対し必要な教育及び啓発を行う。
- (3) 使用人の職務の執行が法令又は定款に抵触する事態が発生した場合に適切な報告及び対処等が行われる体制を徹底する。

6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の経営管理は、関係会社すべてに適用される「関係会社管理規程」に基づいて業務の適正と効率性を確保する。
- (2) 内部監査室は、社内規程に基づき当社グループの経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況及びリスク管理状況を監査し、業務の適正、正確性及び信頼性を確保する。
- (3) 当社グループの取締役等により構成される会議を定期的に開催し、当社グループの業務の適正と効率性を確保する。
- (4) 子会社の取締役等は、子会社の経営計画、決算内容及び当社が報告を求めた事項について当社の取締役会に報告する。

7 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役については、これを置かない。監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、監査等委員会が代表取締役社長と協議する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、当該使用人の任命又は異動については監査等委員会の同意を要し、その評価については監査等委員会の意見を聴取する。
- (3) 当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役は当該使用人の職務の執行を不当に妨げない。

8 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項については、すみやかに監査等委員会に報告し、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速に対応する。
- (3) 当社グループの取締役は、監査体制と内部統制システム体制との調整を図り、監査等委員会の意見を十分に尊重し、監査体制の実効性を高める。

9 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない体制を確保する。

10 監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が、その職務の執行について費用の前払等の請求をした際には、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応ずる。

11 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、また内部監査室と連携を図り、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針とする。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、外部専門機関等との緊密な提携関係を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

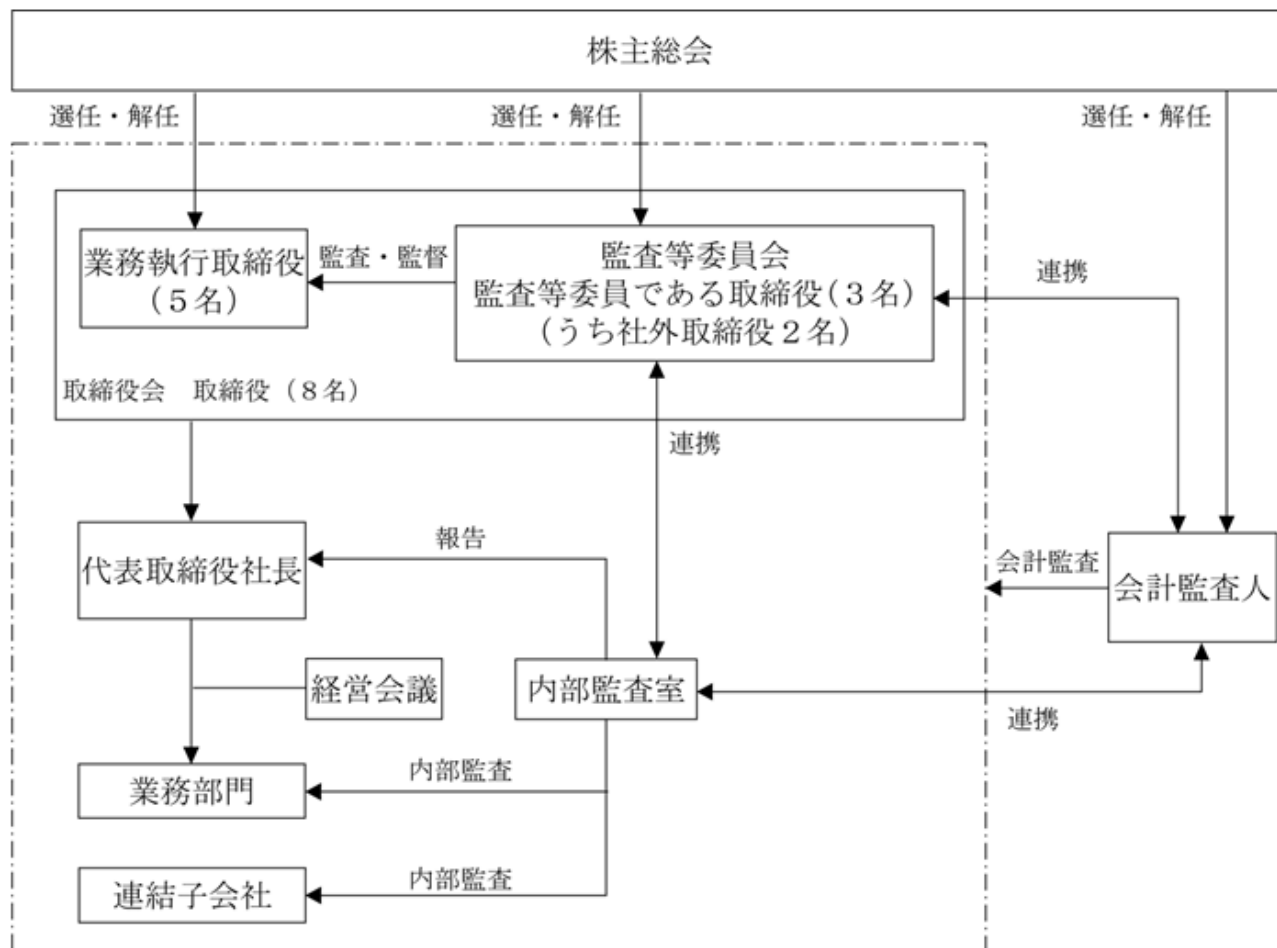
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

定款上の取締役の任期につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1年、監査等委員である取締役は2年と定めております。
コンプライアンス体制の更なる充実を図るために、「リスク管理規程」、「危機管理マニュアル」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報規程」を設け、運用しております。これにより、社内での相互牽制等、監視体制の強化が図られております。

【参考資料：模式図】



【適時開示体制の概要】

